

令和7年度 監査計画（年間計画）

I 基本方針

監査等の執行にあたっては、次の事項を基本として実施する。

- (1) 本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保する。
- (2) 組織目的の達成を阻害する要因であるリスクの内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源、内部統制の整備・運用状況等を総合的に勘案し、適切に実施する。

II 監査等の種類及び実施方針

- 1 財務監査(定期監査)(地方自治法第199条第1項・第4項)・行政監査(地方自治法第199条第2項)

財務監査(定期監査)と行政監査は一体的に実施する。

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理または事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

なお、行政監査は、社会動向や本市の状況から対象とする事務を抽出することとする。本年度は前年度に引き続き、「税外未収金の債権管理」について実施する。

- 2 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

特に、現金取扱事務について、現金管理に伴うリスクの排除、軽減に関する内部統制を促す。

- 3 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

- 4 決算審査(地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項)

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

- 5 基金運用状況審査(地方自治法第241条第5項)

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

6 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

7 その他

上記以外の監査等は、実施時において別に定める。

Ⅲ 監査等の対象及び実施時期

別紙(令和7年度監査実施期間)のとおりとする。

Ⅳ 実施体制

監査委員2人が対面若しくは書面による監査等を実施する。

監査事務局職員は監査委員の命を受け予備監査等により補助する。予備監査等は2班6人体制を基本とし、適宜状況に合わせて柔軟に体制を変更する。

(別紙)

令和7年度 監査実施期間

監査等の種類・監査対象		実 施 期 間		備 考
		予 備 監 査	本監査	
財務監査(定期監査)・行政監査	市長室	4/ 2 ～ 4/ 8	4/25	
	未来政策部	4/ 2 ～ 4/ 11		
	消防本部・消防署	4/ 9 ～ 4/ 15		
	総務部	4/ 30 ～ 5/ 16	5/28	
	市立病院	6/ 2 ～ 6/ 16	6/27	
	環境共生部	6/ 26 ～ 7/ 8	7/28	(下水道事業会計分)
	こども部	9/ 1 ～ 9/ 16	9/30	
	教育部	10/ 1 ～ 10/ 10	10/30	
	市立小・中学校	10/ 10 ～ 10/ 16	10/28 10/29 10/30	小学校4校 中学校3校
	あんしん福祉部	11/ 4 ～ 11/ 14	11/26	
	会計課	11/ 17 ～ 11/ 17		
	まちづくり部	12/ 1 ～ 12/ 10	12/25	
	選挙管理委員会事務局	12/ 11 ～ 12/ 12		
	市民経済・にぎわい創出部	1/ 6 ～ 1/ 14	1/29	
農業委員会事務局	1/ 13 ～ 1/ 14			
健幸・スポーツ部	2/ 2 ～ 2/ 12	2/26		
環境共生部	3/ 2 ～ 3/ 12	3/26	(一般会計分)	
財政援助団体等監査		所管する部かいに含む		補助金交付団体1団体 指定管理者2団体
例月出納検査	一般会計・特別会計	毎月下旬	毎月上旬	対面検査と書面検査を交互に実施
	病院事業会計			
	下水道事業会計			
決算審査	病院事業会計	6/ 2 ～ 6/ 16	6/27	財務監査(定期監査)と同時
	下水道事業会計	6/ 26 ～ 7/ 8	7/28	財務監査(定期監査)と同時
	一般会計・特別会計	7/月上旬 ～ 8/ 5	8/14	一般会計・特別会計決算審査と同時
基金運用状況審査				
健全化判断比率等審査				

※日程については、変更になることがある。